



平成20年5月20日

各位

会社名 株式会社エスライン
 代表者の役職名 取締役社長 山口 嘉彦
 (コード番号：9078 名証第2部)
 連絡者の役職名 専務取締役 村瀬 博三
 (TEL 058-245-3131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月20日の取締役会において、平成20年6月27日開催予定の当社第69期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な者による当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上させるための取組みとして、大規模買付行為に関する対応策（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入することが必要であると考えております。また、買収防衛策における対抗措置のひとつとして必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆様のご意思をできる限り反映させることが望ましいと考えております。しかしながら、会社法においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当を行うことが可能とされています（会社法第278条第3項本文）。そこで、会社法第278条第3項ただし書に基づき、買収防衛策における対抗措置としての新株予約権の無償割当を株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことが可能となるよう、根拠規定として、変更案第13条（新株予約権無償割当に関する事項の決定）を新設するものであります。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(新株予約権無償割当に関する事項の決定)</u> 第13条 当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、 <u>新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。</u>
第13条～第52条 (条文記載省略)	第14条～第53条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月27日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成20年6月27日（金曜日）

以上